

平成24年度環境技術実証事業運営等業務  
(実証運営機関)

実施計画書(案)

公開用

株式会社エックス都市研究所

## 目次

1 . 業務の背景と目的	1
2 . 業務の基本方針	1
3 . 業務全体のフロー	3
4 . 業務内容	4
4.1 事業のPR等に関する業務	4
4.1.1 普及拡大に向けたPR戦略の検討	4
4.1.2 ウェブサイトデザインの再構築・更新	4
4.1.3 各種PRの実施	7
4.1.4 他事業等との連携	8
4.2 基本的な事業運営に関する業務	9
4.2.1 実証機関の選定	9
4.2.2 事業実施結果に関する評価	9
4.2.3 実証試験要領の策定・改訂	9
4.2.4 実証事業実施要領改訂案の作成・改訂	9
4.3 事業の改善等に関する業務	10
4.3.1 フォローアップ・アンケート調査の実施	10
4.3.2 新規分野の設定や既存分野見直しの検討	10
4.3.3 その他の事業改善に向けた検討	10
4.4 国際連携等に関する業務	11
4.4.1 諸外国のETVに関する情報収集・整理	11
4.4.2 国際会議に関する資料作成・同行	11
4.4.3 国際電話会議への出席・論点整理	11
4.4.4 国際標準化に係る検討・提案	12
4.4.5 国際連携に関する検討・提案	12
4.5 各種会議体等の設置・運営	13
4.5.1 事業運営委員会の準備・開催	13
4.5.2 各小委員会の準備・開催	13
4.5.3 実証機関協議会の準備・開催	14
4.6 その他の業務	15
4.6.1 ロゴマーク等使用・管理規程の検討	15
4.6.2 ロゴマークの新規交付補佐	16
4.6.3 過去の交付に関する管理等	16
4.6.4 報告書の作成	16
5 . 業務執行体制	17
6 . 業務実施スケジュール	18

## 1 . 業務の背景と目的

環境省は、既に適用段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する環境技術実証モデル事業を平成 15 年度より実施してきた。その実績を踏まえ、平成 20 年度からは環境技術実証事業として本格実施している。

本業務は、環境技術実証事業実施要領(以下、「実証事業実施要領」という。)に基づき、実証運営機関と定めた業務に加え、必要に応じて、本事業に係る環境省の業務を補助することを目的とするものである。

## 2 . 業務の基本方針

本業務実施にあたっての基本コンセプトおよび具体的実施方針を以下に示す。

### <基本コンセプト>

環境技術実証事業の本来の目的や位置づけに立ち返り、温暖化対策やヒートアイランド対策等を含む環境保全ニーズに対して有効で、技術開発者(実証申請者)および当該技術利用者(発注者・一般消費者等)、実証機関、環境省担当部局の納得が得られる持続可能な仕組み・制度としての『好循環 P D C A サイクル』の確立を目指す。

### <具体的実施方針>

- 1) 当事業の本来の目的や位置づけを明確化した上で、P D C A に基づく管理・運営を行う。
- 2) 普及拡大に関しては、ウェブサイトや多様な P R 機会活用を含めた P R 戦略を立案した上で、効果的・効率的な P R を行うことにより、実証申請者や当該技術利用者にとっての『好循環』を実現する。
- 3) 多様な技術分野に関して、統一的・統合的な管理を行いつつ、各実証機関の熟知度や分野の特性に応じた管理を実現する。
- 4) 「Needs-Oriented」な技術分野の検討や、ロゴ使用・管理規程の策定等を含め、持続可能なシステムとして機能するためのルールや仕組みの確立を図る。
- 5) 国際連携を通じて、より洗練された仕組みへの発展を目指すとともに、当該分野における日本のプレゼンス向上に貢献する。

< 参考：現状の環境技術実証事業に関する課題認識 >

( 1 ) 当事業の本質的な目的

トップランナー企業の育成

『良質な先進的環境技術を開発する環境配慮型企业』に一定の『インセンティブ』を与えることにより当該技術や製品の普及拡大を図る。

環境保全効果の見える化

客観的な環境保全効果等を実証・公開することにより、『環境保全効果の見える化』を図る。

環境保全効果の拡大

普及の進んでいない『良質な先進的環境技術』の普及促進を図る。

( 2 ) 当事業の主な機能・役割

開発された技術を第三者の視点で客観的に実証する。

実証結果を公開することにより、『良質な技術』とそれ以外の技術を識別する。

実証結果の公開やロゴを通じて、『良質な企業』とそれ以外の企業を暗示的に識別する。

実証試験要領の公開等を通じて、技術開発事業者に開発の動機づけを与える。

事業全体と通して、トータルとしての環境保全に貢献する。

( 3 ) 当事業における課題例

『技術実証』を重視するあまり、技術開発者に使いにくく、技術利用者に分かりにくい仕組みになっているのではないか？

対象技術分野が本来的な社会のニーズからかけ離れてきているのではないか？

事業の自己目的化が進行しているのではないか？

好循環をもたらすための『プル型PR活動』が不足しているのではないか？

表 2-1 現状の環境技術実証事業における課題（例）

区分	課題
認知度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の認知度が低い。</li> <li>・事業者への勧誘活動に活用可能なツールがない。</li> <li>・環境省や個別の技術分野における継続的な環境展示会への出展、シンポジウムの開催等が望まれている。</li> </ul>
対象技術等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象技術分野が必ずしも「Needs-Oriented」ではない。</li> <li>・継続的な実証対象技術数の確保が困難である。</li> <li>・技術分野間の連携等が不十分である。</li> </ul>
事業時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証試験の公募期間が、事業者が申請しやすいタイミングに合致していない。</li> <li>・実証試験結果報告書等の公表が、実証申請者がPRしたいタイミングに合致していない。</li> </ul>
アウトプット・事業手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトプットである実証試験結果報告書・ロゴマーク・実証冊子等の効果的な活用方法が共有されていない。</li> <li>・具体的な手数料額が示された資料がない。</li> <li>・実証申請者が果たすべき役割が実施要領、実証試験要領に分かれて記述されており、一元的に把握することができない。</li> </ul>
PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証試験結果報告書等が、受け手（消費者やユーザ）にとってわかりやすいものになっていない。</li> <li>・各種ツールの利用実績データがPRに活かされていない。</li> <li>・PRに関する環境省、実証運営機関、実証申請者の連携が不十分である。</li> <li>・実証申請者が対外的なPR（営業活動）を行うための材料の提供が不足している。</li> </ul>

### 3. 業務全体のフロー

本業務の全体フローを図3-1に示す。

本業務は大きくは、1)事業のPR等に関する業務、2)基本的な事業運営に関する業務、3)事業の改善等に関する業務、4)国際連携等に関する業務、5)各種会議体等の設置・運営、6)その他の業務、に区分できる。なお、事業初期段階において、環境省担当者との十分に協議を行って十分な認識共有を行った上で、事業実施計画書を作成し、第1回事業運営委員会において承認を受けて、事業遂行する。

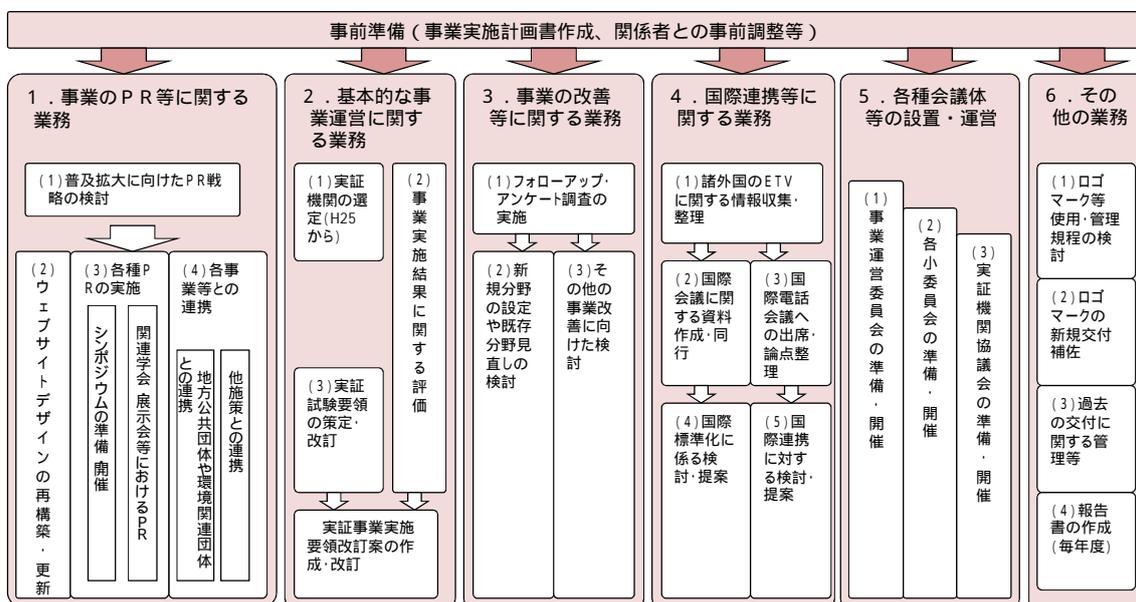


図3-1 本業務の全体フロー（案）

## 4 . 業務内容

### 4.1 事業のPR等のに関する業務

#### 4.1.1 普及拡大に向けたPR戦略の検討

本業務では、普及に向けたPR戦略を明確化し、環境省や実証機関等の合意を得た上で連携してPRを実施していくことが適切かつ有効と考えられる。PR戦略(案)を図4-1に示す。

#### 『“社会的インパクト”を重視した“プル型PR”の実践』

限られた資源を効率的に活用し、「いかに社会的インパクトのある実証試験、実証試験結果の活用が行えるか」に重点化したPRを行う。初期(H24)は、「一般消費者」よりも「関連事業者」における知名度向上に重きを置き、ターゲットを明確化した個別の働きかけや、表彰イベントの開催による実証申請者へのPR材料・機会の提供を行い、中期以降(H25~)は一般消費者等もターゲットと拡大していく。

プル型PR：必要な情報をユーザが能動的に引き出しに行くタイプのPR、プッシュ型の対義語

区分	普及に向けたPR戦略(案)
ターゲット	PR実績データを活用したターゲットの明確化 業種、地域等に関してターゲットを絞った個別の働きかけ
PR内容	実証冊子における環境保全効果を表す指標等の検討(消費者・ユーザにとってわかりやすい指標の検討) 実証申請経験者の声や具体的な活用例(成功事例)等の提示
PR時期	実証試験の公募期間に関する弾力的運用
PR媒体	実証申請者が営業資料として活用することを想定した、実証冊子の抜本的改善 事業全体として、優良事業者等の表彰イベントの開催
PR方法	技術分野間及び実証申請者、関連・類似施策と連携したPRの実施

図4-1 当事業の普及に向けたPR戦略(案)

#### 4.1.2 ウェブサイトデザインの再構築・更新

##### (1) 現状のウェブサイトデザインに関する課題の抽出

ウェブサイトデザインの再構築にあたっては、まずは現状のウェブサイトに関する課題を明らかとした上で、解決策を含む改善策を提案する。現状の具体的な課題例を以下に示す。

課題例1：ユーザビリティの低さ、視認性等の悪さ

課題例2：優先度等を意識しない難解なサイト構造

## (2) ウェブサイトデザイン再構築に関する基本コンセプトと実施内容

決して高くはない当事業の認知度を前提としつつ、ユーザにとっての利便性向上と、情報の重要度や必要性に応じたアクセシビリティ向上の両立を図ることにより、利用者にとっても事業者にとっても使いやすく分かりやすいウェブサイトとしての再構築を目指す。

本事業を知らないユーザ向けの啓蒙的コンテンツ「はじめての方へ」と「活用事例紹介」（実証申請者の声や具体的な成功事例・活用例等を分かりやすく編集）を追加する。各コンテンツの設計ではターゲットユーザを想定し、各ターゲットユーザのメリットに着目した情報編集を行う。

本業務を通じて新たに得られる情報（新規事業分野の検討状況等、E T Vの国際標準化の動向、他国でニーズの高い技術等に関する情報等）を随時追加することで情報の充実を図る。

重要性・必要性の高い情報へのアクセシビリティ向上対策として以下のような改善を行う。

- ・ サイトマップをより分かり易くし、ページデザインをリニューアルすることで、ユーザがストーリー性をもって自発的に探索・誘導可能な構成とする。
- ・ ユーザに実際に見て欲しいページに関しては、イメージバナー等を掲載して直接誘導する。
- ・ P D F ファイルや、外部のウェブサイトへのリンクの部分に適切なアイコンを設置する。
- ・ 各技術の公募状況等の各時点での優先情報が一目でわかるようにレイアウト変更する。ウェブサイトのページビューを高めるための改善を行う。

## トップページ



## コンテンツページ例

例：「環境技術情報センター」のコンテンツページ



図 4-2 ウェブサイトデザイン再構築（デザイン例）

### (3) 環境関連の学会、団体、地方公共団体等とのリンク設定

本事業と関連性が高いと考えられる、環境関連の学会、団体、地方公共団体等とのリンクを行う。リンク先候補案を作成し、事前に正式承諾を受けるとともに、相互リンクに関しても依頼する。なお、実証機関との相互リンクはもちろんのこと、URLが存在する実証申請者に対しても全てリンクするとともに、相互リンクについても実証機関を通じて依頼する。

### (4) ウェブサイトの更新

ウェブサイトについては、前述した計画的なデザイン再構築と、追加情報が生じた際の逐次対応の2種類ある。いずれも環境省ガイドライン等に沿って、まず仮想ウェブページもしくは外部サーバーに作成したコンテンツを、環境省担当者が閲覧・確認できる形でアップロードする。確認が得られた成果物は環境省担当者が無調整のままにウェブサイトに掲載できる形でCD-R等に格納して納品する。

## 4.1.3 各種PRの実施

### (1) シンポジウムの準備・開催

当事業の普及拡大および、新規申請者の確保、実証申請者に対するPR機会の創出を主目的としてシンポジウムを開催する。シンポジウムではレクチャースタイル以外に、パネルディスカッション等も合わせて実施する。企画概要(案)を表4-1に示す。

表4-1 シンポジウムの企画概要(案)

項目	内容
名称	(仮称)環境技術実証事業の普及拡大に関するシンポジウム
開催目的	(ア)当事業の普及、(イ)新規事業者獲得、 (ウ)実証申請者に対するPR材料・機会の提供
開催時期	毎年1回(各技術分野で実証試験が進捗する7~9月頃を想定)
場所	千葉県、神奈川県、埼玉県及び東京23区内のいずれか
規模	約100人(当面の目標)
プログラム (想定)	開会・趣旨説明(環境省) 第1部 基調講演・実証事業の効果に関する事例説明 環境技術実証事業の概要と政策的位置づけ(環境省) 実証済技術の事例(各技術分野×1事業者) 第2部 パネルディスカッション 環境省、実証申請者×4社程度、有識者×数名 閉会(環境省)
周知・ 集客方法	環境省報道発表 事業ウェブサイトでのバナー等掲載 実証申請者(実証申請経験者含む)への一斉案内 環境関連学会・展示会等での予告チラシ配布等
その他(付加的 イベント)	参加者へのフォローアップを目的としたアンケートを実施 実証申請者によるパネル展示を開催(希望事業者) 途中休憩及びイベント終了後にビジネスマッチング

## (2) 関連学会・展示会等におけるPR

本事業の一層普及させることを目的として、本事業の趣旨に合致して高い普及効果が望める学会等に対して、必要に応じて実証機関とも連携しながら広報活動や成果発表等を実施する。平成24年度分は、認知度向上を主眼として、1)環境に関する全般的なイベント、2)既技術分野の開発事業者が多く参加するイベントを中心に、5～6イベント程度を選定する。

### 4.1.4 他事業等との連携

#### (1) 地方公共団体や環境関連団体との連携

地域版の環境技術実証事業を含め、既に実用化段階にある地方公共団体や環境関連団体の取組みを対象に、当該自治体等へのヒアリングや意見交換を行い、効果的な連携手法を企画・提案し、連携の可能性を探る。具体的な連携強化方法(例)としては、以下のようなものが考えられる。

##### <連携強化方策(例)>

相互実証

知見共有化、関連技術の実証結果活用

実証機関としての可能性

普及・啓発における連携 等

#### (2) 他施策との連携

当事業は「情報的手法」の一つと位置付けられ、他の「情報的手法」や「経済的手法」とタイアップすることで、より効果的・効率的な運用が可能と考えられる。そのため、当事業と連携可能性のある関連施策をリストアップし、連携の可能性を検討・模索する。

##### 参考：

情報的手法：製品・サービスに関する環境情報を開示し、消費者等が環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるようにする手法

経済的手法：税や補助金を用い市場メカニズムを活用して、対象とする主体の費用と便益に影響を与え、その行動を環境保全的なものに導く手法

規制的手法：社会全体として最低限守るべき基準や達成すべき目標を示し、法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法

## 4.2 基本的な事業運営に関する業務

### 4.2.1 実証機関の選定（H25 から）

平成 25 年度以降の実証機関選定に関する補助的作業を行う。実証機関選定に関する具体的評価軸（案）を以下に示す。

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1)組織・体制  | 2)技術的能力     |
| 3)公平性の確保 | 4)経理的基礎     |
| 5)経理的基礎  | 6)経費積算額の妥当性 |
| 7)総合評価   |             |

### 4.2.2 事業実施結果に関する評価

各実証機関から 2～3 月にかけて提出される「実証試験結果報告書」のそれぞれについて、各実証機関担当者より報告を受け、事業の実施結果を評価する。評価に当たっては、広報・普及啓発に加え、試験に要した費用が適切であるか、適正な環境保全効果等の表示がなされているかといった観点から事業の評価を行い、必要に応じて次年度への改善策について提案する。実証運営機関は、評価結果及び改善策を環境省担当官に文書により報告するとともに、実証機関に報告する。

また、後述する各小委員会での議論を踏まえながら、本事業の普及を図るための企画・提案及び広報・普及啓発活動、新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、諸外国制度との連携のあり方といった事業の円滑な推進のために必要な調査等の実施結果について評価を行い、必要に応じて次年度への改善策について提案する。実証運営機関は、評価結果及び改善策を環境省担当官に文書により報告するとともに、実証機関に通知する。

### 4.2.3 実証試験要領の策定・改訂

実証機関よりそれぞれ提出される「実証試験要領（案）」について、「適切性」、「有効性」、「妥当性」の視点からチェック・評価を行うとともに、運営委員会の助言・指導等を受けた上で、当該年度の実証試験要領を取りまとめる。

なお、各実証試験要領の改訂点の中で、各分野共通で対応することが望ましいと考えられる事項についても、次年度の実証事業実施要領等へのフィードバック等を行う。

### 4.2.4 実証事業実施要領改訂案の作成・改訂

事業の実施結果・評価等を踏まえ、効果的な事業運営に向けた、実証事業実施要領の改定案を作成し、運営委員会の助言・指導等を受ける。なお、実施要領改定案の作成にあたっては、以下の点についても考慮する。

- 1)「4.3 事業の改善等に関する業務」の検討結果
- 2)「4.6.1 ロゴマーク等使用・管理規程の検討」結果

### 4.3 事業の改善等に関する業務

#### 4.3.1 フォローアップ・アンケート調査の実施

事業の継続的改善（P D C A）に向けては、各ステークホルダーの意見や苦情等は貴重な情報源となる。そのため、H23 に実施されたフォローアップ調査を継続・拡大する。具体的にはシーズサイドとしては、未申請事業者に関しても、実証機関からの紹介を受けて調査するとともにニーズサイドとしてマーケティング分野等の専門家や学識者（2～4名程度）にヒアリングを行う。

#### 4.3.2 新規分野の設定や既存分野見直しの検討

当事業が思うように普及しない一因として、技術分野が「needs-oriented」ではなく「seeds-oriented」であることがあり、事業運営上の非効率等が生じていると認識されることから、本業務では、環境技術全般に関する技術動向調査、開発者・ユーザーへのヒアリング等を実施して、新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しを提案する。

スケジュールとしては、H24 に環境技術全般の動向調査・整理を中心とし、H25 に「緊急性」「重要性」「実現可能性」等の観点から有望な新規分野の設定を検討、H26 には優先度が特に高い新規分野に関する立ち上げを想定している。なお、それに合わせて既存分野の統廃合についても検討・提案する。

#### 4.3.3 その他の事業改善に向けた検討

フォローアップ・アンケート調査の結果等を基に、新規分野の設定や既存分野の見直し以外にも、事業の効果的運用に向けた検討を行う。検討内容（案）を表4-2に示す。

表4-2 効果的運用に向けたその他の事業改善策の検討内容（案）

検討概要	具体的イメージ案	メリット・デメリット等
多段階での実証手続きの可能性検討	ETVを多段階での運用とする。例えば設計段階で一旦ロゴマーク（ETVstep1）を発行し、さらにその後の実証の程度によりstepを上げていく。	・登録前の手数料に関する抵抗感低減 ・モラルガードの予防が必要
環境保全効果に講じたロゴマークの可能性検討	環境保全効果の大きな技術には、それを表すロゴ（例えばETV+++やETV++）の使用許諾を与える。	・技術効果の高い技術へのインセンティブ向上 ・環境保全効果の比較評価が必要
実証手続きの手順等見直しの可能性検討	現在の手順を見直す。例えば、1)実証申請者の公募 2)実証機関の公募 3)実証試験要領の決定 4)実証、とすることでニーズ先行型の実証が可能となる。	・ニーズ先行型となり、ニーズの小さな技術分野が自然淘汰されることとなる ・事業実施手順の見直しが必要

#### 4.4 国際連携等に関する業務

##### 4.4.1 諸外国の E T V に関する情報収集・整理

既存文献等をもととして、諸外国の E T V に関する情報を収集・整理する。

##### 4.4.2 国際会議に関する資料作成・同行

平成 24 年度は、諸外国（カナダ、E U、フィリピン等）の環境技術実証制度との交流・連携を進めていくための国際会議（第 8 , 9 回 I W G - E T V）が開催される予定であることから、環境省担当官に随行（1 名を想定）し、各国の環境技術実証制度の概要、他国との連携の動向等に関する情報収集等の対応を行い、環境省担当官のサポートを行うとともに、環境省担当官のプレゼンテーション資料について、環境省担当官と協議の上で作成する。

平成 25 年度および平成 26 年度についても、I W G - E T V 及び A S E A N - E T V 等、実証事業に関連する国際会議のうち、2 回程度の会議について上記と同様の対応を行う。

（平成 24 年度の各国際会議の状況）

- ・ 第 8 回 I W G - E T V

時期・期間：平成 24 年 5 月 21 日～25 日

場所：ベルギー

- ・ 第 9 回 I W G - E T V

時期・期間：平成 24 年 9 月 13 日、14 日

場所：韓国

##### 4.4.3 国際電話会議への出席・論点整理

平成 24～26 年度において、2 か月ごとに開催される電話会議に出席し、議論の進捗を聴取する。

#### 4.4.4 国際標準化に係る検討・提案

平成 24 年度は、平成 24 年 6 月を目処にとりまとまる環境技術実証事業の国際標準化原案を踏まえ、標準化に向けた事業実施体制への課題を論点整理するとともに、解決策を検討・提案する。

平成 25 年度は、求められる事業体制の変更等を反映した事業実施要領の改正業務を実施するとともに、標準化により想定される影響を調査し、今後の環境技術実証事業のメリット・デメリットを整理する。

平成 26 年度は、平成 25 年度に整理されたメリット・デメリットを基に、本事業に関係する関係者との意見交換を実施し、国際標準化導入の是非について、検討し、解決策を提示する。

#### 4.4.5 国際連携に関する検討・提案

日本の取組の情報発信を通じて国際的なプレゼンスを高めるとともに、国際的な動向を的確に見極めていく必要がある。効果的な国際連携に向けて、以下を実施する。

##### 1) 各国担当者への直接コンタクト

当社のネットワークや実績等を活用し、各国担当者へ直接コンタクトし、既存調査等では分からない最新情報、HP 等には無い他国との連携の最新動向、事業運営面の実態等を調査・把握する。

##### 2) 我が国の実証事業と他国の取組の比較整理と事業連携のあり方検討

上記で収集した諸外国の制度と我が国の実証事業を比較して、対象とする技術、実証プロセス、特異性、制度上の問題点を体系的に整理した上で、諸外国との事業連携の具体的なオプションを整理する。

##### 3) 対話形式の情報収集の実施

顔の見える関係形成を行った後、国際会議の場では収集し切れない詳細情報の収集や、我が国の事業説明、計画等を説明し、連携オプションについて意見交換を行う場を必要に応じて企画する。優先的に連携すべき対象国に対しては環境省と協議し、目的、情報収集の内容、方針等を明確にした上で直接訪問する等して担当者と面談する。リソースの関係からこのような対応が難しい場合は、上記会議の他、ASEAN - ETV等の会議期間中の昼食、会議後等の機会を用いて、環境省との協議の場を設定することで代替する。

#### 4.5 各種会議体等の設置・運営

##### 4.5.1 事業運営委員会の準備・開催

###### 1) 運営委員会設置の目的等

本業務の実施にあたっては、(ア)実証機関の選定、(イ)各技術分野の事業実施結果(実証試験結果報告書を含む)に関する評価、(ウ)実証試験要領の策定又は改定、(エ)実証事業実施要領の改定案の作成、(オ)本事業の普及を図るための企画・提案及び広報・普及啓発活動、(カ)新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、(キ)諸外国制度との連携のあり方の各事項に関する検討プロセスと検討結果の有効性、妥当性、適切性を確保することを目的として、「環境技術実証運営委員会」を設置する。

運営委員会は各年度に3回程度開催する(4~5月、10月、3月を想定)。運営委員会の開催時期および審議のポイントを表4-3に示す。

表4-3 環境技術実証事業運営委員会の開催時期および審議のポイント

回	開催時期	審議ポイント
第1回	4~5月 (H24は 4月25日(水))	実証運営に関する実施計画書の妥当性確認 分野別実証試験要領の承認 その他
第2回	10月	新規技術分野の設定及び既存技術分野の見直しに関する検討 事業の普及拡大に向けた具体的方策の検討 その他
第3回	3月	事業実施結果(実証試験報告書を含む)に関する評価 次年度の実証事業実施要領の改訂案の確認 次年度の実証機関選定の考え方等について 新規技術分野の設定及び既存技術分野の見直しに関する検討 その他

##### 4.5.2 各小委員会の準備・開催

表4-4に示す3つの小委員会(委員数は各3名程度)を設置し、運営を行う。

表 4-4 設置予定の小委員会の実施計画（提案）

名称	設置の目的	開催時期 (案)	検討内容(例)
国際標準化検討小委員会	国際標準化に対する対応および国際連携のあり方に関する検討・提案	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連資料の収集・整理分析(H24)</li> <li>・各国の状況把握(H24)</li> <li>・国際標準化に対する対応策検討(H25)</li> <li>・国際連携のあり方に関する検討(H25)・提案(H26)</li> </ul>
実証技術分野見直し検討小委員会	新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討プロセスと検討結果の有効性、妥当性の確保	8月、1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境技術全般の技術動向調査(H24)</li> <li>・開発者・ユーザーへのヒアリング調査(H24)</li> <li>・具体的な環境技術の候補の抽出(H24)</li> <li>・開発者・ユーザーへのアンケート調査等(H25)</li> <li>・再構築の方針決定、優先度評価(H25)</li> <li>・各技術分野の実証項目等の設定(H25)</li> <li>・実証試験要領(案)策定(H26)</li> </ul>
実証試験結果評価小委員会	適切性、有効性、妥当性の観点から実証試験の評価方法を議論するとともに評価を行う。	7月、11月、2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関の実証試験の方法(H24)</li> <li>・実証試験の適切性・有効性・妥当性の検証方法の実態把握と課題調査(H24)</li> <li>・評価方法マニュアル案の策定(H25)</li> <li>・試行運用による今後の課題の抽出(H25)</li> <li>・評価方法マニュアルの制定・周知(H26)</li> </ul>

#### 4.5.3 実証機関協議会の準備・開催

環境省・実証運営機関・実証機関の情報交流やコミュニケーションの円滑化を目的として、実証機関協議会を設置・運営する。協議会では、事業全体計画や進捗状況、フォローアップ調査等の結果、実証運営委員会の討議内容（技術分野見直し、国際連携等、その他の改善提案等）、ロゴの使用・管理規程（後述）等について、当社から資料提示するとともに、実証機関からも事業進捗状況、事業への期待や改善提案等を積極的に出してもらう。主な論点（案）を表 4-5 に示す。

表 4-5 実証機関協議会における主な論点（案）

協議会での論点(案)	主な報告・討議内容(案)		備考
	第1回(7月頃を想定)	第2回(12月頃を想定)	
1)事業全体計画や進捗状況	計画の報告・意見交換	進捗状況報告・意見交換	運営委員会議題
2)事業普及の観点	フォローアップ調査の結果(新規分)	普及拡大方策 自治体や他施策との連携等	
3)技術分野の見直し	既存実証技術分野の現状と課題	新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し	運営委員会議題
4)ロゴの使用・管理規程	ロゴ使用規程の策定について	ロゴ使用規程(案)の確認	
5)国際連携	海外動向の調査状況	国際会議の動向	運営委員会議題
6)その他			

表中の表記はH24分であるが、H25、26も同様の流れとなる。

協議会でのヒアリングは必要により行うが、時間の効率的利用のため、運営機関がヒアリングした内容を報告して意見交換を行うというスタイルが適当と考えられる。それとは別に、検討会委員を含めた『意見者』を各回2名程度招聘(謝金有)する。

## 4.6 その他の業務

### 4.6.1 ロゴマーク等使用・管理規程の検討

ロゴマーク使用に関しては、現在の事業実施要領などに表示上の留意点等が一部記載されているが、今後も実証対象技術等が増加することを考えると、悪質利用に対する十分な対抗要件が揃っているとは言い難く、事業全体のブランド力を低下させる要因になりかねない。そのため、「ロゴマーク等使用規程」を策定し、ロゴマーク使用上の遵守事項に関する統一的な考え方の整理し、提示することを提案する。また、それに合わせて有効期限の設定も検討する。具体的な記述内容としては、使用者の範囲、使用者の責務、有効期限、（ロゴマークの有効期限の設定、ロゴマーク交付先と使用媒体等の管理、ロゴマーク使用取り消し規定の必要性、「環境表示ガイドライン」(平成20年1月、環境省)との関係性等が挙げられる。検討すべき事項を表4-6に示す。なお、平成24年度中に案を作成し、平成25年度から試験運用、平成26年度に正式発効することを想定している。

表4-6 「E T Vロゴマーク等の使用・管理規定」の策定にあたって検討すべき事項(案)

検討すべき事項	具体的な考え方等(例)
使用者の範囲	例えば、発注者が当該技術を使った製品や物件を第三者に売却する際にも使用できるか、といったことに関して、明確にしておく必要がある。
使用者の責務	実証技術の開発会社が不祥事を起こしている事例もあり、マークの使用事業者として相応しくない行為があった場合の措置については、モニタリングの方法とともに早急なルール作りが必要と考えられる。
表示の有効期限	実証技術が時間経過とともに旧式になることも往々にしてあるため、一定の有効期限を設けることが適当と考えられる。また、これは信頼性担保や情報更新を意識した技術開発への意欲など事業者自身のメリットにつながると考えられる。有効期限については、事業者の負担にならないよう5～10年程度に設定し、更新手続きも現在も当該技術が引き続き製造販売されているか、アップデートやバージョンアップの有無、製品名称の変更有無、ライセンス転売等の有無等の簡易な事項を報告させる等の負担にならない方法を検討する。
表示方法やデザイン	現在の表示方法に対して、実証申請者や実証機関等の意見を聞き、その妥当性や有効性について検討する。特に有効性として、営業面でのメリット等については重点的に検討する。また、効果的なデザインについても検討する。
チェック・評価の方法	環境省や実証運営機関が個別にチェックすることは現実的ではないことから、申請者(ロゴマーク使用者)が年に一度チェックするとともに、新たに使用する場合には管理台帳を作成することを義務付けるといった措置が必要と考えられる。なお、ISO9001認証取得事業者であれば「顧客の所有物」の管理と同レベルでの管理を要求することも検討する。
その他	規程制定時の実証申請者への経過・暫定処置等についても検討する。

#### 4.6.2 ログマークの新規交付補佐

環境省担当官より提供された実証技術及び実証番号のリストをもとに、ログマークの「ひな形」を加工し（実証番号の記入等）環境省担当官の確認を受けた後、実証機関へ送付する。実証番号の交付にあたっては、誤りが生じないように複数担当者によるクロスチェックを行う。また、実証機関に対し、実証番号及びログマークの交付先とその連絡先、実証申請者による使用媒体等に関する情報の集約・提供を依頼し、提供された情報を一覧表形式で管理する。集約した情報は、各種分析を行った上で、前述の「環境技術実証事業の普及に向けたPR戦略の検討」に活用する。

#### 4.6.3 過去の交付に関する管理等

##### 過去のログマークの不適正使用に関するチェック

既にログマークを使用している実証申請者に関して、各社 Web サイト等によりチェックを行い、不適正使用や、製造中止・事業中止等の事例が見つければ、環境省担当者に報告するとともに速やかにロゴ使用者に対する注意喚起を行う。なお、H24 は初年度として原則全数チェックを想定しているが、H25 以降は別途 4.6.1 で検討する「ログマーク等使用・管理規程」に従った管理に移行する。

なお、ロゴの無断使用については台帳等に記載されていないため、確実な把握は困難であるが、Web サイトの定期チェック、検索サイトを活用した確認等を行う。

##### 各事業者の適切性に関するチェック

上記のプロセスの中で各事業者に、「実証申請者として相応しくない事象」が発見された場合には、速やかに環境省に報告するとともに、「当該事業者に対する措置」について検討を行う（前述の使用・管理規程が確定するまでは明確な対抗要件はない）。

#### 4.6.4 報告書の作成

毎年度、当該年度の実施事項等を整理した報告書を作成する。

## 5 . 業務執行体制

業務執行体制を図 5-1 に示す。

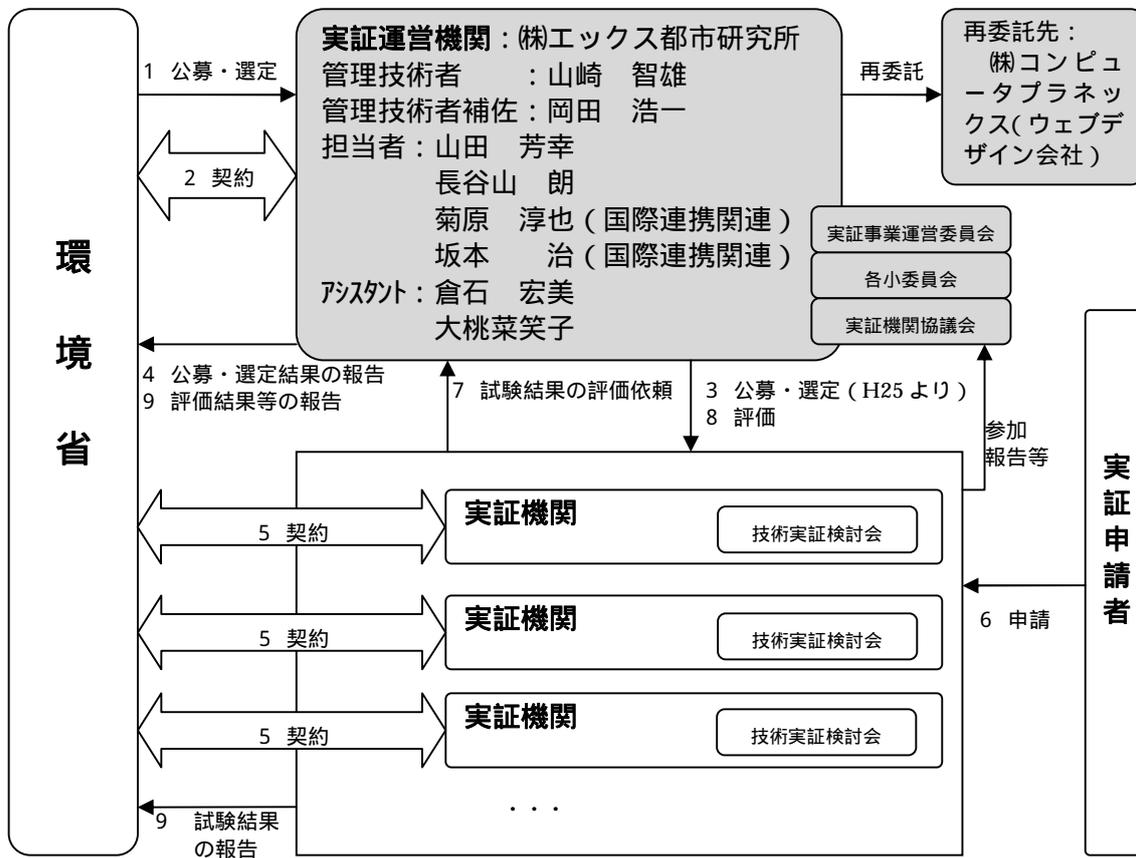


図 5-1 本業務の執行体制図

